

# 既契約の予定利率引き下げについて

アカフックス(株)  
代表取締役 坂本 嘉輝

11月10日、朝日生命が東京海上あんしん生命に営業部門を譲渡するというニュースが飛び込んで来ました。各種報道を総合すると、営業部門を譲渡して営業権の売却の対価を受け取り、さらに基金を増額して経営の健全性を高める、次いで相互会社の株式会社化を行った上で東京海上あんしん生命と合併させる(11月13日に朝日生命と東京海上の両社から発表された資料にはどういわけか株式会社化のことが入っていない)。

この議論の中で、『ある保険会社が予定利率引き下げを表明した途端、契約の解約が殺到し、その会社は経営破たんを追い込まれてしまふ』というものが、いかにも当然そこに各所で語られていました。この中間報告

その理由は、ある保険会社が既契約の予定利率の引き下げの意向を発表した場

から、経営破たんの可能性は大いに低下します。安心して契約を継続することが出来るわけです。相互会社の有配当商品であれば、予定利率の引き下げで失った分の幾分かを将来の配当で取り戻せるかもしれませ

ん。無くて契約を解約してしまった場合、保障を継続させるためにはかの保険会社の保険に入り直すことが出来るかどうかは、保証されているわけではありませ

ん。予定利率の引き下げの場合には、多少条件は悪くなる(保険料が上がる)とか、死亡保険金が下がる

とか、満期保険金が下がるとか、保障はそのまま継続される。既契約を解約して他社の新契約に乗り換えたとしても、その新契約の予定利率は既契約の予定利率が引き下げられた水準よりもさらに低いものになるでしょう。

このように見ると、予定利率を引き下げると解約する必要があるという議論は、何の根拠もないことがわかって経営のマイナス要因が大幅に縮小するわけでは

な。むしろ、既契約を解約して銀行預金にした所で、利息は限りなく「0」に近いレベルです。

このように見ると、予定利率を引き下げると解約する必要があるという議論は、何の根拠もないことがわかって経営のマイナス要因が大幅に縮小するわけでは

## 根拠がない、実行された場合の解約殺到

この四つを一年半ほどの期間で矢継ぎ早に行おうとしているのです。このようなスキームをとった場合、単純に合併を行った場合と比べて既契約者の権利は公平に守られるのかどうか、これについては稿を改めて考えてみたいと思います。

さて、9月11日のニューヨーク、ワシントンの同時テロを受け、アメリカをはじめとする世界経済、金融マーケットが大荒れの最中、9月21日に金融審議会

は、その前6月25日に公表した『生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告』の中で提起した、既契約に対して予定利率を引き下げることに関して、反対

意見を多かつたという理由で制度導入を正式に見送りました。

私はこれは予定利率引き下げ議論を見送りとするための意図的な誘導ではなかったか、と思っています。

経営破たん、あるいは更生手続きでは解約返戻金が大幅に引き下げられます。責任準備金が切り下げられ

る。早期解約控除が適用されます。さらに処理案が決定されるまでは解約自体が停止されます。解約するならば急がなければなりません。これに対し、予定利率の引き下げでは解約返戻金が十分に下がることがあります。責任準備金の切り下げもありません。早期解約控除もありません。急いで解約したくても別に損するわけではありませぬ。解約が停止されることもないでしょうから急いで解約する必要はないわけです。

予定利率を引き下げると解約する必要があるという議論は、何の根拠もないことがわかって経営のマイナス要因が大幅に縮小するわけでは

な。むしろ、既契約を解約して銀行預金にした所で、利息は限りなく「0」に近いレベルです。

ミを始めとして、学者や評論家などが繰り返して『予定利率を引き下げる』と言ったとたんに解約が殺到する』と大声で言い続けているので、一般の消費者も『予定利率の引き下げが発表されると解約が殺到してその会社が破たんしてしまう』のなら、自分の契約だけはその前に解約しておかなくてはと考えるからです。一般の契約者の不安心理を煽って意図的にそのような方向に誘導がなされているような気がします。

既契約の条件変更は996年の保険業法改正の前は法律上明記されていたのですが、法改正の際その条文を削ったものです。昨年、金融再生委員会の相沢委員長がその見直しを言い出して、金融庁としても組

織上、自分の直接上のトップが言っていることを無視することもできず、錦の御旗の『予定利率の引き下げは憲法違反である』という理屈も簡単に否定され、いや応なしに検討せざるを得ない状況に追い込まれました。

とはいえず、ここでまた法改正して制度を導入することとは先の法改正の間違いを認めるようなものですかから、金融庁としてもメンツにかけて阻止したいと考えたかもしれません。

今年に入り、金融再生委員会もなくなり、金融審議会が法改正を提言しなければ金融庁としては十分検討

した結果見送りとした、という状況になりました。金融審議会の名前を使って中間報告を発表し、それに対する一般の意見を公募する、という名目で反対意見を可能な限りの幅広い層からかき集め、民意、という錦の御旗で予定利率の引き下げの議論を葬り去った、というのが今回の結論のような気がします。一般からの意見を集めたのは9月11日の前、それを取りまとめた金融審議会に報告したのは9月11日のおと、世界的に金融マーケットが大きな不安材料に覆っているなか、また、世間的にも次につづれる生保はこの会社だろ

う、という議論が公然と行われているなか『生命保険会社のほとんどが破たんし、この可能性が高い』という

話と、予定利率引き下げ議論の見事、予定通り資金を出さずとしないう限り、今度は各社もそう簡単には拠出金の増額の話には乗らないだろうと思えます。そうこうする内に、金融マーケットはいくつもの不安材料を抱え、次の破たん生保と目された会社には解約を求め契約者の長蛇の列ができる、このような状況で金融庁のお役人が知っていなからそのまま放置しているのであれば、これは不作為の不法行為、と言えるのではないのでしょうか。

予定利率引き下げ議論をもう一度検討し直してみたいと思います。

Professional Eye  
**加フェツショナルアイ**

この四つを一年半ほどの期間で矢継ぎ早に行おうとしているのです。このようなスキームをとった場合、単純に合併を行った場合と比べて既契約者の権利は公平に守られるのかどうか、これについては稿を改めて考えてみたいと思います。

さて、9月11日のニューヨーク、ワシントンの同時テロを受け、アメリカをはじめとする世界経済、金融マーケットが大荒れの最中、9月21日に金融審議会

は、その前6月25日に公表した『生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告』の中で提起した、既契約に対して予定利率を引き下げることに関して、反対意見を多かつたという理由で制度導入を正式に見送りました。